

国民年金保険料の追納制度について

免除（全額免除、一部免除、法定免除）、学生納付特例や納付猶予を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、年金額が少なくなります。

ただし、10年以内であれば保険料を後払い（追納）して、**年金額を増やすことができます。**

追納すると、以下のメリットがありますので、是非ご利用ください。

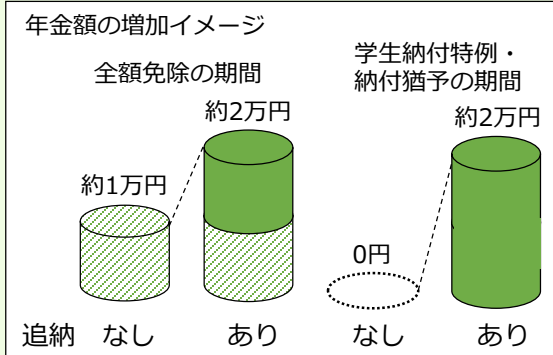
追納する2つのメリット

【老後の年金額が一生にわたり増えます！】

追納をすると、**老後の年金額が増額されます。**

1年間分追納した場合、
全額免除の期間は、**年間で約1万円、**
学生納付特例や納付猶予の期間は、
年間で約2万円年金額が増えます。

※学生納付特例や納付猶予の期間は老齢年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしないと年金額に反映しません。



【社会保険料控除の対象となります！】

追納保険料は「社会保険料控除」の対象となり、税金の負担が軽減されます。

追納は申し込みが必要です

STEP 1

申込書を日本年金機構ホームページからダウンロードする※。

※ 最寄りの年金事務所にお電話いただければ郵送も承ります。

STEP 2

申込書に記入して最寄りの年金事務所に郵送する。

STEP 3

送られてきた納付書で納付する。

＜追納に関する注意事項＞

- ・追納額については以下の二次元コードから日本年金機構ホームページをご覧ください。
- ・追納は、免除などを受けた期間のうち、原則、古い期間の保険料から納めることになります。
- ・免除などを受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

「追納制度」等に関する詳しい内容は、こちらから日本年金機構ホームページをご覧ください。

